

住民参加の移動サービス ～共にくらしの足を支える～

認定NPO法人かながわ福祉移動サービスネットワーク
事務局長 石山典代
2017年12月8日



かながわ福祉移動サービスネットワークの活動

社会・地域のニーズに応えるために



移動に困っている
人の相談対応と
サービスの紹介

活動団体の支援
立ち上げ支援
活動や法的登録
の相談

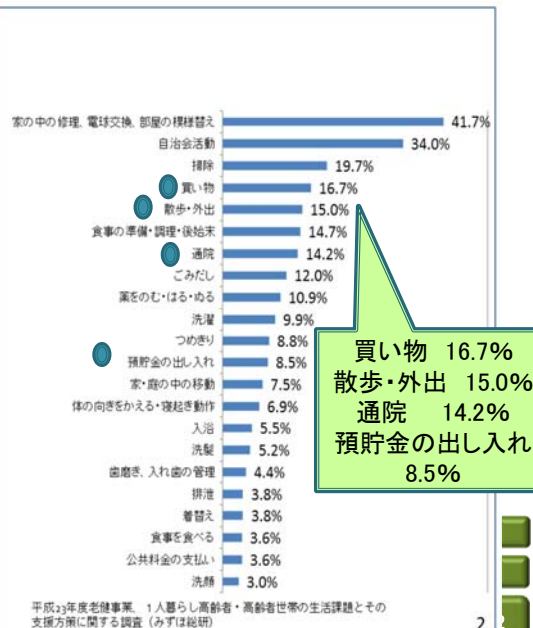
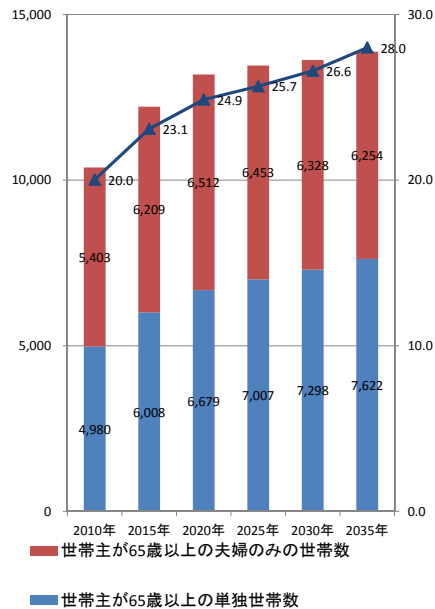
研修会の開催や
交通不便地域の
交通づくり、
移動にかかわる
活動支援

- ・くらしの足をみんな
で考える全国フォー
ラム事務局
- ・知的障がい児・者も
付き添いなしで乗るタ
クシーの推進
- ・デイ送迎従事者研修
- ・地域送迎ボランティ
ア養成研修 などなど



高齢化と生活支援のニーズ

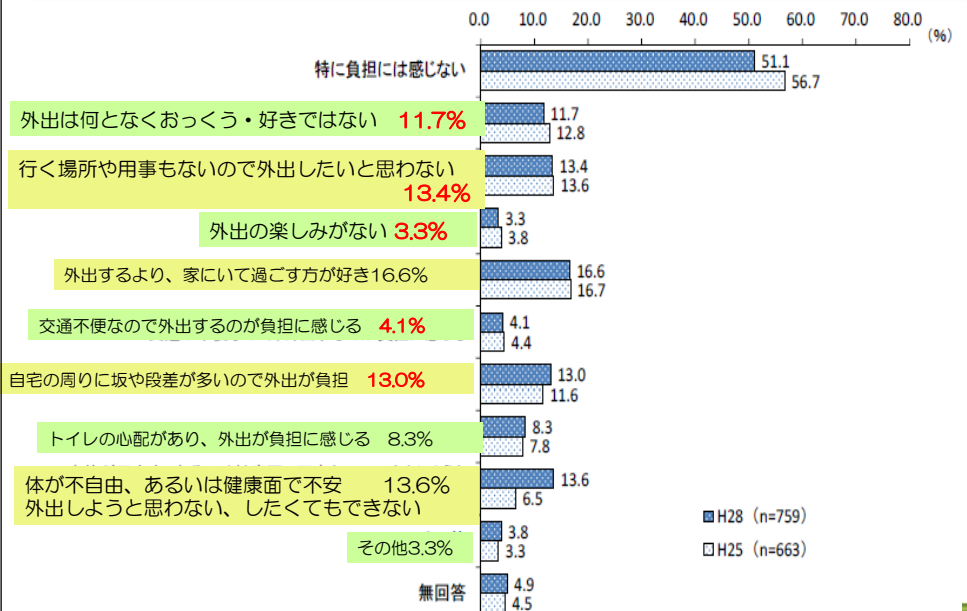
厚労省資料



買い物 16.7%
散歩・外出 15.0%
通院 14.2%
預貯金の出し入れ 8.5%



横浜市高齢者実態調査 外出への考え方 高齢者一般



■ H28 (n=759)
□ H25 (n=663)



～地域で起こっていること～

■介護予防施策サポートに参加しているの結果から…

	市町村平均	同 ケアプラザエリア
閉じこもり割合が高い	0.032	0.085(区内1番)
1日の平均歩行時間が30分未満の者の割合	0.189	0.22(区内2番)
要介護認定者数	1.334	1.928(区内2番)
IADL(自立支援低下割合)	0.065	0.123

- 今後、介護保険の改正により、支援レベルの方のサービスが抑制されると、より参加(通所)の場が減り、要介護への移行(重度化)が進むことも予測される。
- 要支援1・2の人の行き先と移動環境が充実すれば、社会参加・買い物や通院もしやすくなり、それが介護予防につながり、早くから介護保険サービスを使うことはなくなるのではないかと考えている。(包括支援センター 談)

→ どういうサポートがあれば出かけられるか

ニーズに応じて住民が創ってきた様々な移動サービス



福祉有償運送
道路運送法
79条登録

高齢者や障がい者を対象に、車を使って原則1対1で送迎

公共交通空白地有償運送
道路運送法79条登録

交通が不便な地域の住民を対象に、車を使って送迎

登録不要の活動
道路運送法上の登録が不要な地域活動

自治会などの地域組織や地域の有志が運行

徒歩や公共交通を使った外出支援ボランティア

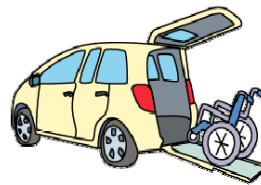
徒歩やバスや電車で、学校や買い物や通院の付き添いなど

5

移動サービスとはどんなサービスか

移動サービスの特徴…

一人で外出することが困難な人をサポートする



介助や付添

安全運転

一体となったサービス



- 室内での着替えの介助、階段の昇降
車いす等の乗車介助、
おでかけ先での付き添い、トイレ介助、食事介助など

6

福祉有償運送・いろいろな形

活動の範囲(運行する地域や介助の範囲)は団体が決める。遠くまでは行かないけど(生活圏)、介助は軽度場合しかできないけど低料金。福祉車両もそろっていて重度の介助も遠方へもOK。

地域のボランティア送迎

地域のNPO活動など

日常の生活圏
買い物・施設と自宅、など



日常の生活圏外
おでかけ、デパート、お墓参り、総合病院、友人との食事会、など



7

相談・活動事例から～通院

【歩行介助+見守り】

- 階段の上り下りや歩行が不安になってきたので、通院の時に付き添ってくれる人がほしい。(77歳)

【車イス対応車+付き添い】

- 認知症、体調も悪く車イスを使っている。
- 通院時家族が付き添えない時に対応してもらえますか。(84歳)



＜Mustの需要＞

＝出かける前の身支度、
病院での付き添い、
受付や会計の手続き、
診察の聞き取りと
家族への報告、
薬の受け取り、
次回予約

⇒必要な介助
を行う



車イス対応・身体の介助



- おでかけはあきらめていたが、
- 外出支援サービスを利用するにつれ、「出かけたかった」という気持ちもう1度芽生えてきた。
- 自信がついた。



- 車イスがそのまま乗れる福祉車両も普及してきました。
- 介助は、見守りのレベルから、かなりの介助技術を必要とする場合もあります。
- トイレ介助、食事介助、車イスごと段差や階段の昇降をすることもあります。

行きたい所にでかけられる社会へ

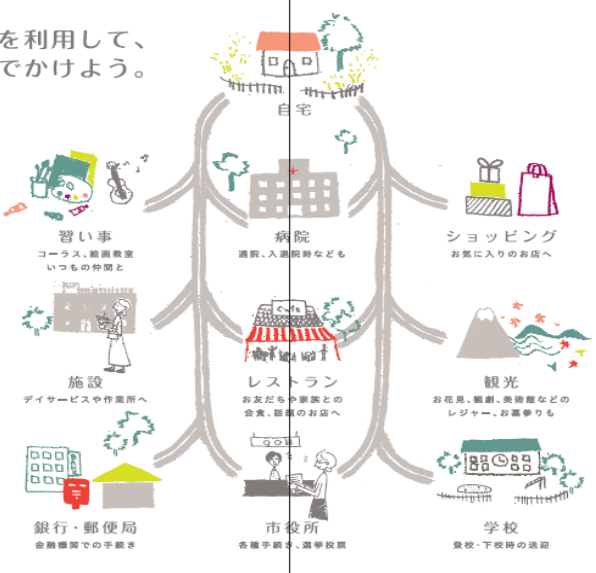


移動サービスを利用して、
行きたい所へでかけよう。

移動サービス(福祉有償運送)とは
移動サービスは、高齢な方や障がいがある方が一人で外出できない方を「車と介助」でサポートするサービスです。通院や通学、通所のほか、様々な外出に対応し、外出先での付き添いも行います。国土交通省に登録した地域のNPOや社会福祉法人などがサービスを実施します。
※サービス内容は団体によって異なります。

安全な移動サービスをお届け
移動サービスの運搬車は、法定で義務付けられている「国土交通省認定「福祉有償運送事業者講習」[セグン]等運転者講習」の資格を持っています。また、運行管理者も安全・安心の運行、運営や制度への知識を深めるために、研修や意見交換会に参加しています。

利用方法
● 身体障害者手帳をもっている
● 車介助または要支援認定を受けている
● 身体不自由、内部・知的・精神障がい、その他の障がいがある
● 公共交通機関を使って外出することが困難
上記いずれかに該当する方にご利用いただけます。初回ご利用の前に移動サービス団体への登録が必要です。詳しくはお問い合わせください。
※お住まいの地域の移動サービス団体情報は、ホームページに掲載しています。



移動サービスの歴史と現状

1972年	行政によるハンディキャブ運行(町田市)心身障害児通所・通園バス事業
1976年	行政がタクシー会社と契約してハンディキャブ運行(中野区)タクシー会社独自でハンディキャブ運行(神奈川乗用自動車協会)
1977年	ボランティア団体によるハンディキャブ運行(新宿福祉の家・世田谷区)ハンディキャブ普及の全国キャンペーン
1978年	24時間チャリティ委員会がハンディキャブ寄贈開始
1986年	東京ハンディキャブ連絡会発足
1994年	日本財団が車両寄贈開始
1998年	特定非営利活動法人(NPO法)が施行
2000年	介護保険のスタート、交通バリアフリー法施行
2004年	道路運送法80条許可による有償運送を許可
2006年	道路運送法等の一部改正



道路運送法上の位置づけの変遷①

【道路運送法 以前】

- 全国各地にボランティア送迎の団体が多く存在
- サービスの内容も仕組みも異なる「まったくの無償～少額の金銭の授受のあるもの」まで。
- 法律上「白タク」行為は禁止されているが非営利の活動は、必要性が認められるため黙認されていた



【2004年・ガイドライン】

- 非営利な移動サービス活動についてのガイドラインが示され、道路運送法上の許可（80条許可）を得て実施することが可能となる
- 団体・利用者などの要件（法人格、利用対象や車両の限定…福祉車両のみ）があるため、負担に感じたボランティア団体が送迎活動から相次いで撤退した

■白タク行為：ナンバープレートは「営業車:緑色」「自家用車:白色」であることから、道路運送法上の営業許可を受けず、有償で運送する行為を「白タク」という *法令違反

12

道路運送法上の位置づけの変遷②

【2006年・道路運送法】

- 道路運送法の改正により、「**自家用有償旅客運送**」の登録制度(79条)が創設される。

①市町村運営有償運送

②公共交通空白地有償運送（2015年4月より）

③**福祉有償運送**（非営利活動による移動サービス）

タクシー事業をもとにした要件の設定など、非営利活動にはそぐわない面もみられる

制度創設は、市民活動の参入を促すことができず、全国的な団体数・活動量は 増えていない

2015年 運用ルールが一部変更された。

登録・監査の権限(希望する市町村に)が移譲される など

13

福祉有償運送・過疎地有償運送団体の実態

—国交省調査結果より—

●登録団体数の推移

	2007年度末	2010年度末	2013年度末
福祉有償運送	2,300	2,330	2,400
交通空白地有償運送	56	66	88

※総数は微増だが、内訳をみると、参入と撤退を繰り返している地域が多い

14

福祉有償運送・交通空白地有償運送団体の実態

—国交省調査結果より—

●ほとんどの団体が赤字

福祉有償運送の収支率 66.2%(収入3,60万円/費用544万円)

交通空白地有償運送の収支率52.5%

(収入184万円/費用352万円)

●運転者の人材確保が難しい

●運営協議会対応に苦慮、事務が煩雑

●福祉有償運送は、利用者が限定される

・運営協議会での合意が必要な事項は…必要性、運送の区域、旅客から收受する対価

・協議事項(その他の事項)は…運送しようとする旅客の範囲、その他必要と認められる事項:自動車の種類ごとの数、運転者に求められる要件、損害賠償措置、運行管理の体制、整備管理の体制、事故時の連絡体制、苦情処理体制ほか

15

「ご存じですか？外出を支援するサービス」

(特非) かながわ福祉移動サービスネットワーク
文教大学、神奈川大学合同制作

もう1つの移動困難

～買い物難民は600万人という推計

- 高齢・障がいがあることでの移動制約に加え、

■ 環境的・社会的要因による制約

- 山・坂などの地形や、住宅の郊外化による交通不便、路線バス撤退による交通不便などで、交通弱者に！
- 歩いて行ける近隣のお店がなくなると（郊外型の大規模店舗）車を運転しなければ、とたんに買い物難民になってしまう



■ バスやタクシーなどの公共交通だけでは地域住民の生活交通が担えない状況

【自家用有償旅客運送】や【地域のたすけあい/新しい総合事業・移動支援】の活用が重要なポイントとなる

17

菊名おでかけバス

住民主体の活動は既に始まっている・・・

住民がつくる 小さなコミュニティバス

毎週火曜日 6便/1日運行中

- * 町内会の応援を受け会員制で運行 * 車両は、地域の人提供
- * 住民による運営、運行管理、運転・添乗
- 民生委員主催の高齢者ふれあい昼食会の送迎・町内会イベント桜まつり「お花見バス」運行。地域のお散歩企画や歴史学習会も開催。



18

地域と市との協働 のりあい

住民主体の活動は既に始まっている・・・

住民がつくる地域になくてもならない[交通]

- * 月-金 18便 / 1日運行中 * 2010年4月運行開始（準備期間1年半）
- * 1日10便→現在は1日18便運行、1周約9 km
- * 車両は市の公用車（保険含む） * 住民が運行管理、運転・添乗を分担
- * 市との協働事業、登録を要さない無償運送



19

タクシー協会との協働

●知的障がい、重度心身障がいのある人の送迎障がいを理解して付き添いなしてタクシー乗車。

2017年1月より、登録運用開始
(横浜市港北区・鶴見区・都筑区)



知的障がいのある生徒さん



重度心身障がいの方も



付き添いなして乗車

「ユニバーサルドライバー」の実践に向けて

付き添いなして乗るタクシープロジェクト

利用してみました!



学校から放課後の活動先までの移動に利用しました。あらかじめ予定の決まっているイベント参加の時などは非常に便利です。

養護学校 Aさん



月に1回、活動ホーム定泊の際に利用しています。定期的、同じ行程なので安心してタクシーをお願いしています。

特別支援学校 Bさん

ご利用にあたって

- 【料金について】
●料金は一般タクシーと同じです。
●手帳提示による割引が適用になります。
●横浜市の福祉タクシー券も利用できます。
●料金収受は、乗車ごとの支払いのほか、月ごとの支払いも可能です。

- 【車イス・バギーについて】
●特殊なサイズ、形状で、UDタクシーでも乗車出来ない場合もあります。
●固定方法の確認や、試行乗車をさせて頂く場合があります。

- 【その他】
●乗降準備、走行中に特別なケアが必要な場合は、面談時に詳しくご指示ください。

協力事業団体

このプロジェクトは下記のご協力により、推進しております。

- 一般社団法人神奈川県タクシー協会横浜支部
- 認定NPO法人 かながわ福祉移動サービスネットワーク
- フーカースエコレクティブプラザ・フォーブ港北
- (福祉有償運送団体)
- 港北区移動情報センター
- 社会福祉法人がれん
- 養護学校及びPTA 会長経験者の方々
- 後援 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局
- 協力 神奈川県立鶴見養護学校

つきそいなして
TAXI に乗ろう

for 障がい児・者



福祉ニーズに応えるタクシー
推進プロジェクト

神奈川県タクシー協会横浜支部
かながわ福祉移動サービスネットワーク

付き添いなして乗るタクシープロジェクト

知的障がいのある人もタクシーに「あたりまえに」乗れる(!)

※事業者の障がいについての理解、

また、家族の不安の解消を目指してスタート。

※福祉有償運送では運転する人が1対1で障がい児者を送迎している。

タクシーだって、理解を深めることができれば、障がいのある人の外出の際の選択肢が増える

- 知的障がいについての学習会
- 2016/01 県立養護学校見学会
- 2016/06 体験乗車・放課後児童デイと協力
- アンケート、説明会(県立養護学校で)
- 2017/01 本格運行(2017年1月)
- 2017/11 乗務員アンケート他地域へ拡大!

NPOや住民だけではできないこと・・・

交通事業者との協働で「移動しやすいまちづくり」

YOKOHAMA
ユニバーサルデザインタクシーMAP

エリアから探す

ユニバーサルデザインタクシーは、普通のタクシーと同じように乗降や移動が容易で乗車できます。車中も座席が広く、車内も明るく快適です。



交通事業者と協力して福祉交通を推進するのは、高齢者や障がいのある人の外出をもっと広げたいから。利用者の立場に立てば、協力は当たり前。

「外出・社会参加」を取り巻く社会の動き

制度と外出支援活動

● 国土交通省

- 交通政策基本法 2013年12月
- 改正・地域公共交通活性化再生法 2014年5月
 - ・自家用有償運送も「公共交通」として位置づけ
- 交通政策基本計画 2015年12月

■ 地域公共交通活性化・再生の将来像を考える懇談会

(座長：山内弘隆一橋大教授)
 「限られた資源を有効活用し、効率性の高い地域公共交通ネットワークの形成の必要性を指摘。
 スクールバスや病院送迎バス、企業送迎バスにも一般客を乗せるなどの効率化が望ましい。」とした意見が出ている。

■ 高齢者の移動手段確保のための検討会(座長：鎌田実東大教授)

5つの分類①：コミュニティバス乗り合いタクシー ②タクシーの活用 ③自家用有償運送 ④共助による運送 ⑤福祉との連携、それぞれに方針を打ち出す。
 ●検討の視点として【高齢者の移動に配慮した交通手段を整備・導入しようとする自治体を支援するためのわかりやすいガイドラインを作成できないか】を挙げている※2017年6月中旬まとめがされる

「外出・社会参加」を取り巻く社会の動き

制度と外出支援活動

● 厚生労働省

- 介護保険改正に伴う新しい総合事業【生活支援体制整備事業/訪問型D・移動支援】2014年7月
- 社会福祉法人法の改正 2017年4月【地域への貢献】

● たすけあい活動

- 地縁組織などのボランティア送迎 自治体や社会福祉協議会が協力

■ 訪問型D・移動支援(秦野市)

福祉有償運送団体等を中心にミニデイなどへの送迎からスタートしている。2017年は住民主体の活動を支援する。

■ 社会福祉法人の地域貢献

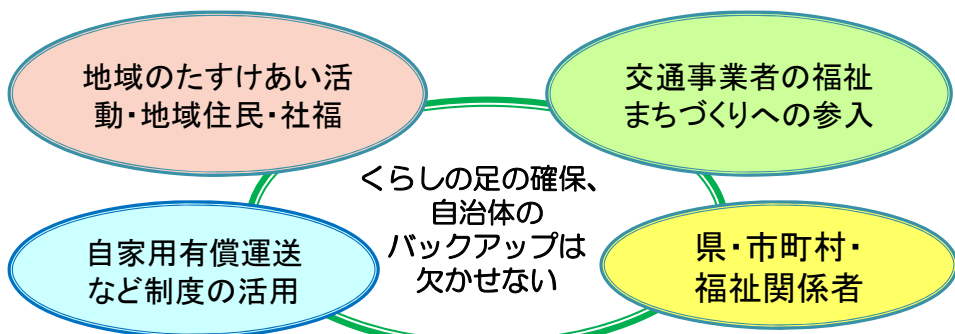
法人のデイサービスなどの空車両を活用して買い物支援
 逗子市(実施)、川崎市麻生区(実施)・宮前区(計画中)、横浜市(2~3区で計画中)

■ たすけあい活動

住民が地域ニーズに応じて地域活動の一環としてスタートする例
 横浜市(交通サポート事業の外だし)、葉山町など

地域の課題として多様な主体で交通まちづくり

いろいろな交通モード、地域のたすけあい、自治体の連携



高齢者以外の移動ニーズ(もう一つの移動困難)
 福祉部局のつかんでいる高齢者等の移動ニーズ

は 地域住民が声をあげなければ聞こえない
 共につくる協働のまちづくりへ!

外出は人を元気にします



健康余命

☺仕事や趣味、ボランティアなどの社会参加の機会がある人ほど健康余命(自立して生活できる余命)が長い

外出頻度が歩行や認知機能に及ぼす影響
 外出する頻度が週1日以下の方は、毎日外出する人に比べて歩行障害の発生リスクは4倍。認知機能が低下するリスクは3.5倍。

☺歩行障害があった人も外出頻度が増えたことで回復傾向

→1週間に1回以下	15%
2~3日に1回	26%
1日1回以上	46%

(東京都健康長寿医療センター研究所)

交通と福祉の融合。

地域において社会参加の場と移動手段を確保することが求められています。住民・交通事業者・自治体が一緒に考えなければ、解決できない課題です。

ご清聴 ありがとうございます